

令和 7 年 4 月 2 2 日

（仮称）横浜町風力発電事業環境影響評価準備書に対する環境の保全 の見地からの知事意見

1. 総論

（1）青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例を踏まえた対応
「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例」が令和 7 年 3 月 2 8 日に公布され、同年 7 月 1 日に施行されることから、同条例の適用を受ける場合には、環境影響評価の結果を事業計画に適切に反映させた上で、同条例に基づく合意形成手続を適切に行い、地域の自然環境、景観、歴史・文化等と再生可能エネルギーとの共生に努めること。

（2）事後措置等

環境監視及び事後調査を適切に実施し、対象事業実施区域及びその周辺の自然環境及び生活環境に対する影響を回避又は極力低減すること。また、調査結果を踏まえ、必要に応じて追加的な環境保全措置を実施すること。当該措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、それまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。

（3）地域住民等への説明

対象事業実施区域及びその周辺における関係法令等による規制状況を踏まえて、関係機関等との調整を十分に行い、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明や意見交換を行うこと。

（4）電子縦覧の継続

環境影響評価図書は、広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう、インターネット公開時に印刷やダウンロードを可能とするとともに、法令に基づく縦覧期間終了後も継続して公表に努めること。

2. 各論

（1）風車の影

本事業の予測結果において、参照した指針値である年間 8 時間を超過している住宅が複数あることから、風力発電設備の配置の見直し等を検討した上で、改めて予測及び評価を行うこと。

(2) 動物

ア コウモリ類の捕獲調査において、対象事業実施区域及びその周辺でモリアブラコウモリ等の重要な種が確認されていることに加え、高度別自動録音調査では、カットイン風速以上の風速時においても確認例数が多く、バットストライクの発生する可能性が高いことから、これらの調査結果を踏まえて、風力発電設備の配置の見直しや施設の稼働制限を行うなど適切な環境保全措置を検討すること。

イ 希少猛きん類の調査において、複数の猛きん類が対象事業実施区域内を高度Mで飛翔しているのが確認されており、特にハイタカ、オジロワシ、ハチクマ等は、他の猛きん類と比較して予測衝突数が多く、また、本事業と隣接事業を合わせた予測衝突数が本事業の供用後に約2倍に増加し、累積的影響への寄与率が高いと考えられることから、風力発電設備の配置の見直しやこれらの種の活動が活発な時期に施設の稼働制限を行うなど適切な環境保全措置を検討すること。

ウ 渡り鳥の定点観察調査について、対象事業実施区域東側の調査地点が不足しているため、風力発電設備周辺の小型鳥類の飛翔を捉えることができず、結果として予測衝突数が少なくなったと考えられることから、専門家から意見を聴取した上で再調査の実施を検討すること。

エ 渡り鳥のレーダー調査において、対象事業実施区域及びその周辺で渡り期の夜間に高度Mの飛翔が複数確認されており、また、風力発電設備上空の飛翔が多数確認されていることから、風力発電設備の配置の見直しや渡り期に施設の稼働制限を行うなど適切な環境保全措置を検討すること。

(3) 植物

エビネ及びキンランについて、環境保全措置として移植等を行うこととしているが、エビネは現地調査で確認された493株のうち117株が、キンランは現地調査で確認された9株全てが改変区域内で確認されていることから、安易に移植等を行うのではなく、これらの種の生育地を同区域から除外することを最優先に検討すること。